

V 事例集

1 東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）

事例 1

施設名	特別養護老人ホーム 芙蓉荘（酒田市）		
入所定員数	200 人（ショート・デイ等含む）	運営形態	部分委託（献立作成以外の業務）
被災時の状況	<p>○ ライフライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電により発電機を使用したが、設置場所が外だったため厨房では発電機を使わない選択をした。（停電は翌日の昼頃まで） ・ ガス業者の自主的なバルクタンクの点検により、ガスは速やかに復旧し、被災後も食事を提供することができた。 ・ 水道水は電動ポンプが作動せず僅かな水量となったが、受水槽よりポリタンクで水を汲み使用した。 <p>○ 入所者への対応</p> <p>施設は海と川に近接しているため、津波を想定し全員を 2 階に避難させた（敷地内の別棟入所者や通所の希望者も避難）。石油ストーブで暖をとりながら湯を沸かし、そこで温めた缶詰のみそ汁はカイロ代わりとしても活用した。</p> <p>○ 厨房の様子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電により、照明としてランタンを活用した。 ・ 大量の水を受水槽から運ぶ事となり、総務係職員が中心となって協力した。 <p>○ 職員体制</p> <p>震災当日、役付け職員は泊まり込みで入所者の対応にあたった。</p>		
栄養食生活面の対応状況	<p>○ 食事の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時の照明として祭り用提灯を活用した。また、1 階と 2 階間の食事の運搬・下膳は、階段に職員（調理以外の職員も協力）が並びリレー方式で行った。 ・ 停電時はふだん通りメラミン食器を使用し、洗浄後は熱湯消毒を行った。 <p style="text-align: center;">〔 ディスポ食器は入所者には扱いにくい。 食器にラップを巻いた使用は誤食の危険性があると判断。 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時ソフト食やミキサー食の方へは、食形態の安全性及び衛生面に配慮しミキサーを使用しない対応とし、在庫の高カロリーゼリーや備蓄食品を提供した。 ・ 発災後、食材の不足や備蓄食品の活用により献立内容を変更した。また、事態が長引くことを想定し暫くの間は、食事の品数を減らす等通常の 8～9 割程度の量で提供した。 ・ 泊まりの職員へは備蓄食品を提供した。 <p>○ 食材確保</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者は全国展開しているため食材の物流ネットワークへの期待があったが予想に反し苦戦した。それは、委託業者が取引している食材業者の多くが被災地であり、そこからの配送が多いためだった。逆に影響が少なかったのは地元業者（八百屋）であった。更にガソリンの不足により暫くの間は納品回数が減少した。 ・食材確保のため、通常ルートでない店舗より濃厚流動食を購入したり、法人内栄養士と業者に出向き食材を購入した。
管理栄養士の思い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 停電がいつまで続くかわからない不安とともに、誤嚥や感染症等の事故は絶対に出せないという思いがあった。 ○ 食品メーカーや取引業者からの物資提供等は大変有難いものであり、普段からの良好な人間関係を築くことの大切さを痛感した。 ○ 災害時は最悪な事態を想定した臨機応変な対応が求められるので、日ごろから防災のための知識の習得が必須である。
被災後の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内に備えていた3日分（入所者・地域住民・職員分）の備蓄食品を見直した。①ミキサー食対応のゼリー水と粥ゼリーの追加 ②レトルト粥の追加 ③濃厚流動食と経管をセットした保管 ○ 委託業者が、新たに鶴岡市内の倉庫に法人関連施設3日分の備蓄を整備した。①給食で使用の冷凍食品等食材 ②ガソリン
今後に向けての意見、課題、所感等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栄養士や調理師不在時（夜間等）を想定し、備蓄食品活用マニュアルを全職員で共有しておく必要がある。 ○ 備蓄食品と加熱用調理器具の保管場所がスペースの関係で離れていることが課題である。

事例2

施設名	医療法人社団清明会 新庄明和病院（新庄市）		
病床数	180床（地震発生時の患者数152人）	運営形態	直営
災害時の状況	<p>○ ライフライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後すぐ、厨房は電気と水がストップした。停電のため厨房内は真っ暗、日中かすかに見える程度の中、灯りは懐中電灯2個を使用した。電気は翌日18時20分に復旧。 ・水は日頃から井戸水を使用していたが、停電で使えなくなったので、井戸水が復旧する3月13日朝食分まで検査室の水道水を運搬して使用した。 ・ガスは使用可能であったため、ガスで調理を実施した。しかし、パイプが外れるなど異常がないかを点検してもらうためガス業者に連絡をとろうとしたが、電話がなかなか通じなかった。 <p>○ 調理師の勤務体制</p> <p>ガソリン不足で給油制限となり、調理師の通勤が困難になりそうだったが、各自が休日や勤務時間外に長時間並んで給油し、なんとか通勤していた。</p> <p>○ 入所者への対応</p> <p>病棟内の患者は全員が3病棟ホールに移動し、食事をした。食器は、使い捨て食器を使用した。混乱と不備がないよう全部の蓋に個人名を書いて提供した。</p> <p>その他、系列施設のグループホーム利用者も院内に避難したため、8人程度に追加で食事を提供した。</p>		
施設の連絡体制	<p>○ 3月12日午前、病院関係者の臨時会議を実施した。その後、14日午後、15日午前及び午後、18日午前と計5回実施。ライフラインの確保策、食材の納入や献立変更状況、夕食時間の変更について検討した。</p>		
栄養食生活面の対応状況	<p>○ 食事の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災直後は、解けていない冷凍食品やゼリー、常温で保存している食品等を組み合わせて使用した。 ・業者による納入が約二ヶ月間、全部または一部ストップしたところがあったため、毎日献立変更を余儀なくされた。非常事態が何日続くか分からない状態だったので、あえて非常食に手をつけずに食事を提供したいと考え、毎日納入可能な食材でつないだ。（宮城県の工場が被害を受けて納入が出来なかった業者、また、ガソリン不足による納入困難、燃料不足による製造上の問題で納入不可能な業者があり、日々食材が納入可能かどうか不安であった。） 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ミキサー食は電気が必要なため、薬局と事務室の非常電源を利用して作った。 ○ 栄養評価 <ul style="list-style-type: none"> ・3月11日～28日までの常食の栄養価は、たんぱく質、脂質、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC、鉄などは基準値を満たしていたが、エネルギー及びカルシウムは、充足率がそれぞれ97.4%、76.4%であった。カルシウム不足は、牛乳が3月14日～28日まで納入不可能となったことが大きな原因であると考えられる。
他部門との連携	○ 水、電気、使い捨て食器の手配のほか、水と食事の運搬など他部署の方々に協力いただいた。
管理栄養士の思い	○ 非常事態が何日続くのかわからない状況の中での食材のやりくりと、使用可能な機器を考慮に入れた食種別の献立変更で大変だった。
震災後の備蓄状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3日分の非常食を食形態別に備蓄。 ○ 水、ガスが使えない状況下でのミキサー食の提供について常食と同様に、非常食として3日分をストックした。 ○ 業者に連絡がつかない（特にガス業者） ガス業者には震度4以上の時は自主的に点検するよう依頼した。
今後に向けての意見、課題、所感等	○ 非常時での今後の患者さんへの食事提供について 今回の非常事態は、一部の食材が納入されない事とおおよそ28時間にわたる停電であったが、水とガスは使用できた。今後さらに厳しい状況になるとどこまで対応できるか大きな課題が残る。

事例3

施設名	介護老人保健施設 白鷹あゆみの園（西置賜郡白鷹町）		
入所定員数	120人（デイサービス含む）	給食運営形体	部分委託（献立作成以外の業務）
被災時の状況	<p>○ ライフライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停電になり電気は非常灯に切り替わったが、厨房の電気は30分で消えたので、ろうそくとランタンで明かりをとった。食事の際の照明は、ろうそくで対応した。 ・水は、貯水槽のポンプが回らなくなり段々出なくなったため、外の水道で対応した。飲食に必要な水は、ペットボトル・バケツ・漬物桶を使って厨房まで運んだ。食器等の洗浄は、外の水道で多職種が協力して洗い、手渡ししながら厨房まで運んで煮沸や薬液消毒を行った。 ・ガスは使用可能であったが、ガス業者からボンベ付き炊飯器の貸出しがあった。 <p>○ 食材の納入状況</p> <p>食材は、翌日の昼の分まで納入されていた。</p> <p>○ 調理師の勤務体制</p> <p>翌朝の調理師の人数が通常体制を確保できそうになかったため、1人が泊まり込みで対応した。</p>		
施設の連絡体制	<p>○ ただちに対策本部が設置され、入所者の状況や施設の破損箇所等が確認された後、ライフラインの確保策や食事の提供方法等が検討された。</p> <p>○ 電気は、震災翌日の14時26分に復旧したが、対策本部会議は、発災から2週間の間に7回開催し、その都度食事提供方法について検討した。</p>		
栄養食生活面の対応状況	<p>○ 食事の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夕食は各フロアに設置してある土鍋とカセットコンロを使用して「おじや」を作った。「おじや」は、1日2食、3日間継続して提供した。食材は、既に納入されている生鮮食品、在庫食品、畑の収穫物を使用した。その後も余震の被害で物流が滞るのではないかと不安だったので、備蓄食材を確保するため、納入された食材を備蓄食材として冷蔵保存しながら約1ヵ月間、夕食のみ1日おきに「おじや」を提供した。 1日2食を「おじや」としたが、他の1食は、副食を4品から3品に減らしたため、提供したエネルギーは、通常の8割程度であった。献立は、予定献立表を基に、毎食、変更した。 ※フロアは、全部で7フロアあり、1フロア12～13人の入所。平常 		

	<p>時から、カセットコンロと土鍋セットを各フロアに2組設置し、「鍋の会」や料理教室を実施していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミキサー食はレトルト食品を利用する他に、食材を小鍋で柔らかく煮て裏ごしして提供した。 ・食器はディスポ食器としたが、ディスポ食器が扱いにくい入所者には通常のメラミン食器を使用した。(ディスポ食器は底をつきそうで不安であった。) ・職員食は、貸出しがあったボンベ付き炊飯器を使用して、おにぎりを作って提供した。 <p>○ 食材の確保</p> <p>米と卵と牛乳は、通常どおり納入されたが、他の食材は、ガソリン不足から2日間隔の納入となった。食材の納入が不安定なため、全く取引がない他の地区の業者に提供を依頼したところ、心よく応じてくれたので、自ら買い出しに出向き必要な食材を確保した。</p>
管理栄養士の思い	<ul style="list-style-type: none"> ○ うす暗く寒い中で、先が見えずどこまですれば良いのかという不安感があり、気持ちが沈んでいたが、食事を提供しなければならぬという使命感があった。 ○ 人手があれば何事にも対応できること、様々な案をいただきながら、他部署と連携していくことの大切さを改めて認識した。
震災後の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無洗米及び飲料水の確保、レスキュー水の作成手法を構築（電解質のバランスを取るため、水と砂糖と塩で溶液を作る）。 ○ 経管栄養剤を10日間備蓄。 ○ 厨房専用自家発電の整備（発災時、自家発電は入所者優先であった）と、各フロアにランタンを設置。 ○ ガスボンベの集中管理から、各フロア管理へ移行。 ○ 畑の活用（災害時にも使用）。
今後に向けての意見、課題、所感等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食材の買い出し等のためガソリンの確保（取引業者に災害時は優先して納めてもらえるよう依頼）。 ○ 災害は、いつ発生するかわからないので、季節を考慮したマニュアルの整備。 ○ 日ごろから、共助のためのネットワーク作り。

2 大雨による断水（平成 25 年 7 月）

事例 4

施設名	山形県立河北病院（西村山郡河北町）		
病床数	225 床	給食運営形態	直営
断水の概況	<p>○ 河北町の状況</p> <p>平成 25 年 7 月 17 日夜から 18 日昼にかけての記録的な豪雨により、村山広域水道西川浄水場の原水濁度が上昇し、河北町は 18 日 23 時から断水となった。その後、22 日に再び降雨。22 日 23 時から再度断水となり、通常の給水に戻ったのは 25 日頃だった。（地域によって復旧にばらつき有り。）</p> <p>○ 河北病院の状況</p> <p>7 月 18 日の夜に、河北町から病院に断水の連絡が入る。（貯水槽は、1～2 日分の水を保有。）断水の間は、給水車による支援を受けたため、病院では断水に至らずに済んだ。しかし、町の断水期間が長く、復旧の見込みもたたなかったことから病院全部署に節水の指示があり 19 日～29 日までの 11 日間（19 日昼食～29 日昼食）については、節水に応じた給食の提供を行った。給食の節水解除は、25 日 8 時 30 分。ディスポ食器の使用は、節水対応解除とともに終了。献立については、29 日まで食材の発注が済んでいたため、29 日まで節水対応の献立を継続した。</p>		
施設の連絡体制	<p>○ 施設内対策本部</p> <p>平成 25 年 7 月 19 日 8 時 30 分 各部門の代表者招集</p> <p>河北町の断水状況について報告があり、断水がいつまで続くのかわからないため、透析等治療に使用する水を優先し、手術は一部延期、給食及び各部門は節水するよう指示を受ける。</p> <p>○ 栄養管理科の打合せ</p> <p>平成 25 年 7 月 19 日 午前中</p> <p>打合せを 2 回実施し、節水への対応を検討。</p>		
栄養管理科での対応	<p>○ 食器の対応</p> <p>災害用に保管しているディスポ食器を使用し、食器洗浄を中止した。</p> <p>○ 献立、調理の対応</p> <p>献立の種類（食種）に制限をかけることなく、通常どおりの提供を行った。但し、調理に関しては一定の制約を設けて対応した。</p> <p>・主食－洗米の水を節約するため、ご飯の提供を止め備蓄食のレトルト粥を提供した。串刺し食のおにぎりは、パンで対応。分粥、重湯のみ調理を行った。</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・汁物－ジュース、ウーロン茶等に変更 ・生野菜(葉物)－洗浄が不要な冷凍食品に変更 ・果物－ゼリーに変更 ・麺類－提供中止 <p>調理器具の洗浄を最小限にするため、調理方法の統一化を図った。嚥下訓練食用のゼリーや煮物、茹で物の水は、災害備蓄用の水を使用。(1.5ℓ×6本×6ケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生管理の対応 断水には至らなかったため、手洗い、消毒等衛生管理に関することは、通常レベルで行った。 ○ その他 盛り付け台、一部の調理器具は、ラップを使用し汚れないよう工夫を行った。
他部門との連携	○ 看護部との調整が必要な事項は、随時看護部長室に相談。
外部からの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水車による水の支援(病院に対する支援) ○ 給食への直接的な支援は特に無かった。
管理栄養士の思い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭が断水した職員もあり、水のない生活がいかにたいへんかつくづく思い知らされた。 ○ 村山地域の中で、断水になった地域とならなかった地域があったため、断水となった地域からみると、困窮の度合いが世間に伝わっていないように感じた。
災害後の備蓄状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者食、職員食、デイスポ食器は各3日分を備蓄 ○ 災害後、デイスポ食器の内容を見直し、種類を増やした。(水は、総務課で保管及び管理)
今後に向けての意見、課題、所感等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 節水に伴い冷房の制限があり、高温多湿な時期であったため調理室の温度管理に苦慮した。 ○ 給水の支援を受けるにあたり、給食に要する1日の水道使用量を問われた。水道にメーターが付いていないので、急いで推計したが、平常時から把握しておくことが必要だった。(1日あたり食器洗浄16トン、調理その他5.3トン、計21.3トン) ○ 給食施設の災害時対応(東日本大震災)を経験した職員が複数いたため、それ程あわてずに対応が可能だった。災害時の対応記録は非常に重要な資料となる。

3 施設間連携体制の構築

事例 5

施設名	最上町介護老人保健施設 やすらぎ（最上郡最上町）		
病床数・入所定員数	長期入所者定員 50名	運営形態	部分委託（献立作成以外）
連携体制構築の背景と構築手順	<p>平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による被害がひどかったことにより、他県との支援体制を必要とした宮城県の介護老人保健施設から、当施設に相互支援の依頼があった。</p> <p>大規模な地震、風水害等の災害により、利用者の安全確保が出来ない状況が発生した場合、お互いに支援が円滑に行えるよう平成 25 年 9 月 1 日協定を締結した。</p>		
連携体制の目的	被災した場合において、入所者の一時避難先の確保又は支援物資及び支援スタッフが必要になる状況に至ることを想定し、その際相互に支援が円滑に行われることを目的とする。		
連携施設	介護老人保健施設 夢の楽園 高森ロマンホーム（宮城県栗原市）		
施設間の連絡網（FAX、メール）	各施設の電話・FAX・メール・施設窓口（情報交換者の携帯）		
支援ネットワーク図	<p>①施設間協定 やすらぎ、高森ロマンホームとの相互支援に関する協定書による</p> <p>②山形県老人保健施設協会の定める災害対策規定による県内での連携</p> <p>③各施設担当者間での連絡調整による隣接施設・事業所との連携</p>		
支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・「支援内容」は、利用者の一時避難・支援物資・支援スタッフ等 ・「支援物資」とは、食材・燃料・毛布・衣類などの提供可能な物資。 ・「支援スタッフ」とは、被災施設へ派遣可能な介護・看護・リハ職等。 		
支援連絡手順	災害発生→支援要請→支援可否連絡→支援物資準備→支援側運搬→被災施設到着		
支援方法	利用者や支援スタッフの搬送及び物資の輸送に関して、被災地の状況を考慮しお互い協力して担う。		
経費	支援スタッフの派遣に係る費用及び支援物資に関しては、原則として派遣元及び提供元が負担する。		

資料 1 災害時相互支援協定締結施設間担当者連絡会について

資料1 災害時相互支援協定締結施設間担当者連絡会について

日時	平成 26 年 10 月 25 日（土） 10：00～11：50
場所	高森ロマンホーム 会議室
担当者(会議出席者)	やすらぎ、高森ロマンホーム双方より以下の役割担当者が出席 ①総責任者 ②施設窓口（情報交換者） ③利用者の一時避難（入所）に関する連絡担当者 ④看護責任者 ⑤介護責任者 ⑥リハビリ担当者 ⑦給食関係担当者 ⑧支援物資及び搬送担当者 等
連絡会における目標	被災時の相互支援を円滑に行えるよう、互いの担当者が顔の見える関係になる。
連絡会内容	担当者間あいさつ後、施設内見学実施 その後、連絡会開始（司会進行：高森ロマンホーム次長） 1 開会 2 あいさつ 高森ロマンホーム部長、やすらぎ事務長 3 内容 （1）報告 「東日本大震災時の対応を振り返って」 高森ロマンホーム、やすらぎ、互いに発表 （2）協議（報告を踏まえ） 「相互支援をするにあたって、不安なことや課題、そしてその対応策」について、2グループに分かれ話し合いを実施 Aグループ：担当者①、②、⑦、⑧ Bグループ：担当者③、④、⑤、⑥、⑨ （3）確認 次回開催の日程と場所について 4 閉会

事例6

<p>名 称</p>	<p>村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定 (食の相互支援ネットワーク)</p>
<p>設 立</p>	<p>平成 21 年 8 月 26 日 (協定締結式)</p>
<p>目 的</p>	<p>村山地区特別養護老人ホームにおいて、火災又は震災等の災害が発生した場合、被災していない施設が被災施設入所者の受け入れ、応援職員を派遣する等、相互の応援を円滑に行う</p>
<p>協定施設数</p>	<p>東南村山、西村山地区の特別養護老人ホーム 53 施設 (H26.6.13)</p>
<p>経 緯</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 村山保健所では、平成 20 年度から、地域保健総合推進事業(財)日本公衆衛生協会「災害時の食生活支援における保健所管理栄養士の連携体制及び具体的支援に関する検討事業」のモデル事業を分担。 2 特定給食施設のうち、老人福祉施設を対象に実施を検討。 3 村山地区特別養護老人ホーム施設長連絡協議会(老施協)の会長もその必要性を感じていたこともあり、事業実施の提案について承諾が得られ、「災害時栄養・食生活支援における施設間給食支援ネットワークの構築に向けて保健所と特定給食施設との連携による取り組み」として実施。 4 老施協が進める施設の相互支援の体制づくりに併せ、食の相互支援ネットワークの体制の部分については保健所(村総地域保健予防課)が担当。また、施設の相互支援の体制づくりは村総福祉企画課が担当。
<p>保健所での 取組み 対象： 施設の管理 栄養士等</p>	<p>(平成 20～21 年度 2 年間)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設間の食支援ネットワークの構築のため、個々の施設自体の災害体制(自助)の充実のための支援と研修会の開催。 内容：施設内の備え、体制整備必要性についてのグループワークなど 2 被災経験がない地域においても対策が進むよう、施設担当者が具体的なイメージが持てるような研修会の開催。 内容：被災地での取組み事例紹介、災害時給食提供マニュアルの作成、グループワーク(応援協定の基に、災害時、ネットワーク内での給食提供までのシミュレーション) など <p>(災害時施設間給食提供支援ネットワークのイメージ図)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 支援体制整備と支援物資の確認のための実態調査の実施 内容：備蓄食品の整備、食事提供のための災害時マニュアルの整備など (参考 平成 21 年度地域保健総合推進事業報告書「健康危機管理時の栄養・食生活支援メイキングガイドライン」)

<p>応援協定書の内容 (支援体制)</p>	<p>1 老施協に非加入の施設も含め地域全施設での締結となった。 2 協定書(資料1)には、応援事項(職員の派遣、給食、給水物的支援及び生活必需品の提供)、応援要請の手続き、応援費用の負担区分などを定めている。</p>
<p>東日本大震災時の対応</p>	<p>(平成23年3月11日) 1 災害時応援協定連絡網を使い、伝達訓練を活かした方法で電話にて状況確認(最終連絡で30施設中10施設と連絡が取れず) (平成23年3月12日 16:15 電気復旧。) 1 連絡の取れない施設には、各副幹事施設(副本部)が直接出向いて状況の確認に努めた。 2 連絡の取れない施設のうち、副幹事施設(副本部)の中山ひまわり荘には、本部のながまち荘荘長と管理課長が出向いた。 オール電化施設のため、停電の影響で調理ができず、隣接の中山町保健センター調理室で調理し、食事を運んでいた。 3 ながまち荘より食材、食器類を提供。(資料2)</p>
<p>東日本大震災後の対応</p>	<p>1 より実践に即した対応ができるよう、定期的に応援協定幹事施設実務担当者会議を開催。 内容：課題解決に向けた協議、実態調査の実施、災害時相互支援活動マニュアル(資料3)の整備など。 2 毎年、防災訓練を実施。伝達訓練のみならず備蓄品調達訓練なども実施。 3 平成23年8月24日、山形県高齢者福祉施設防災ネットワーク協定が締結。県内全域(村山地区、最北地区、置賜地区、庄内地区)でのネットワーク化(資料4)の実現。※北村山地区は、最上地区と最北地区を結成 4 平成24年8月24日、山形市は山形市内の特別養護老人ホーム(23)と養護老人ホーム(1)の全24施設と福祉避難所協定締結式実施。 25年度末では、管内14市町のうち10市町(東村山5市町、西村山5市町)で締結済。地域との連携を強化。 5 平成26年4月1日 一般社団法人山形県老人福祉施設協議会広域災害相互支援協定締結</p>
<p>その他</p>	<p>協定本部 特別養護老人ホーム ながまち荘 住所 山形市長町751番地 電話 023-684-2391</p>

資料1 村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定書

資料2 応援要請への対応状況(食材及び食器類)

資料3 村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定施設
災害時相互支援活動マニュアル

資料4 山形県高齢者施設防災ネットワーク連絡体制

参考 平成21年度地域保健総合推進事業報告書

「健康危機管理時の栄養・食生活支援メイキングガイドライン」

(平成22年3月 財団法人 日本公衆衛生協会)

村山地区特別養護老人ホーム 災害時施設相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、村山地区特別養護老人ホームにおいて、火災又は震災等の災害が発生した場合、被災していない施設が被災施設入所者の受け入れ、応援職員を派遣する等、相互の応援を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(応援事項)

第2条 応援項目は次のとおりとし、被災していない施設での通常の業務を妨げない範囲内でおこなうことができるものとする。

- (1) 被災者の避難のための施設の提供
- (2) 被災者に対する給食、給水及び生活必需品の提供
- (3) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (4) 災害応急措置に必要な資材物資の提供
- (5) その他、被災施設から特に要請のあったもの

(応援要請の手続き等)

第3条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明確にして、直ちに電話またはファクシミリ等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況(種類、発生日時、場所)
- (2) 応援要請の内容
- (3) 応援要請の期間
- (4) その他必要事項

2 災害の実態に照らし特に緊急を要し、被災施設において応援要請が出来ない状況にあると判断されるときは、応援要請を待たず自主的に応援出動することが出来るものとする。この場合は、前項の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により要請を受けた施設の長は、被災施設の長に対して、応援内容を電話等で連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

(応援費用の負担区分)

第5条 応援に要した費用は、原則として被災施設が負担するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は協議して定める。

(適用)

第7条 この協定は平成21年8月26日から適用する。

(附則)

この協定書で定める村山地区とは、東南村山・西村山地区をいう。

この協定の締結を証するため、協定書には、村山地区特別養護老人ホーム施設長等が記名押印して、本書30通を作成し、各1通を保有するものとする。

平成21年8月26日

(以下 の施設 住所、施設名、施設長名については省略)

応援要請への対応状況(食材及び食器類)

	平成23年3月12日	平成23年4月18日
食材及び食器等	ながまち荘から 中山ひまわり荘へ提供	中山ひまわり荘から ながまち荘へ返却
白粥(280g×8袋)	12箱(96P)	8箱5P(69P) +250gパック粥30P
サンマ味付け缶(24缶/箱)	3c/s	3c/s
のり佃煮チューブ	5本	5本
ブレンダー食(10袋/箱)		
<白身魚と里芋のそぼろ煮>	1箱	1箱
<肉と豆腐のあんかけ>	1箱	1箱
割り箸	500膳	500膳
銀皿	100枚	100枚
丼(小)	100個	100個
フォーク	70本	70本
スプーン#140	100本	100本
フードパック	50枚	50枚

村山地区特別養護老人ホーム 災害時施設相互応援協定施設

災害時相互支援活動マニュアル

平成 24 年 6 月

1. 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2. 指 針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3. 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

4. 組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

 (1)組織の設置

 (2)役割と活動内容

5. 連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

6. 災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

 (6-1)地震編

 (6-2)火災編

 (6-3)風水害編

7. 情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

8. 災害後の対応～「継続的支援と支援の終了」・・・・・・・・・・・・・・ 9

9. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

(別表関係)

別表 1－1 村山地区特別養護老人ホーム 災害時施設相互応援協定 災害時連絡網

別表 1－2 村山地区特別養護老人ホーム 災害時施設相互応援協定 施設名簿

別表 2－1 村山地区特別養護老人ホーム 応援要請申請書

別表 2－2 村山地区特別養護老人ホーム 状況報告書

別表 3－1 山形県高齢者福祉施設防災ネットワーク 震災時チェックリスト

1.目的

本マニュアルは、「村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定」(以下、協定)に基づき、大規模災害発生時に協定締結施設間の迅速かつ確かな相互応援体制を構築するため、各施設の採るべき役割、連絡体制等について明らかにすることを目的とする。

2. 指針

協定締結施設は、本マニュアルに基づき相互応援を行うほか、本マニュアルの実施が担保されるよう各施設内の防災体制の確立を図るものであること。

3.対象施設

村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定施設の全施設。

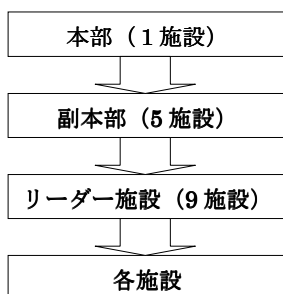
4.組織体制

(1) 組織の設置

要支援者の支援業務を的確に実施するために、本部を1施設・副本部を5施設・リーダー施設を9施設、設置する。

本部が被災した場合は、副本部が本部代行を務める。(代行順は、別紙連絡網に記す)

<組織体制>



(2) 役割と活動内容

(7)本部の役割

- ①各協定締結施設の被災状況把握
 - ②必要な支援物資、応援職員の派遣要請
 - ③県・市町村等への応援要請等の窓口
- 活動内容
- ・本部、副本部施設長・実務担当者会議
 - ・伝達訓練 (防災訓練)
 - ・備蓄品調達訓練 (防災訓練)
 - ・全施設の備蓄品状況 (実態調査) の取りまとめ <年2回の実施>
 - ・協定未加入施設への加入の働きかけ

(4)副本部の役割

- ①本部の補佐的役割
 - ②グループ内施設の被災状況の把握と本部への報告
 - ③リーダー施設への必要な応援物資、応援職員の派遣指示
- 活動内容
- ・本部、副本部施設長・実務担当者会議
 - ・伝達訓練 (防災訓練)
 - ・備蓄品調達訓練 (防災訓練)
 - ・ブロック内施設の備蓄品状況 (実態調査) の取りまとめ <年2回の実施>

(9)リーダー施設の役割

- ①副本部の補佐的役割
 - ②グループ内施設の被災状況の把握と副本部への報告
 - ③各施設への必要な応援物資、応援職員の派遣指示
- 活動内容
- ・伝達訓練 (防災訓練)
 - ・備蓄品調達訓練 (防災訓練)
 - ・自施設の備蓄品の把握 (実態調査) <年2回の実施>

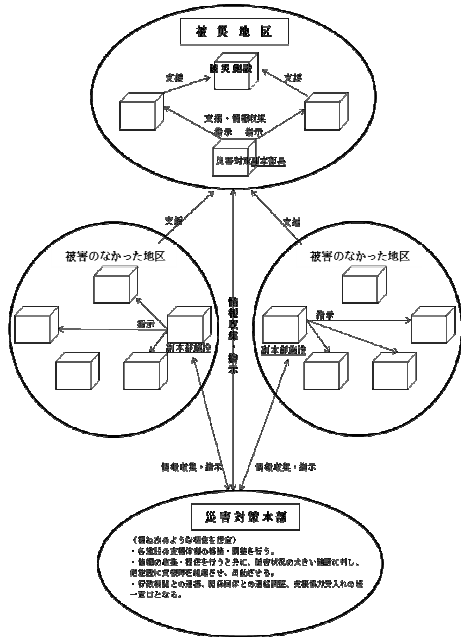
(3)各施設の役割

- ①自施設の被災状況の確認と、副本部への報告
 - ②被災施設への必要な応援物資、応援職員の派遣
- 活動内容
- ・施設長会議
 - ・伝達訓練 (防災訓練)
 - ・備蓄品調達訓練 (防災訓練)
 - ・自施設の備蓄品の把握 (実態調査) <年2回の実施>

5.連絡体制

- (1)村山地区特別養護老人ホーム＜災害時施設相互応援協定施設＞災害時連絡網【別表 1-1】を使用する。※新規加入施設と協定締結が行われた場合、速やかに連絡網を改訂し、協定加入全施設へ配布するものとする。
- (2)村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定 施設名簿【別表 2-2】においても(1)と同様に改訂を行い配布するものとする。
- (3)『災害伝言ダイヤル (171)』を利用した状況報告。

(災害時相互応援体制イメージ図参照)



6.災害発生時の対応

(6-1) 地震編

災害対策本部の援護班・救護班により支援班を構成する。

支援班の活動概要

項目	本部	副本部	リーダー施設	各施設
地震5以上の地震が発生した時の対応(災害発生段階から災害発生後6時間)	(災害対策本部の設置)	①リーダー施設に各ブロック(各施設)の被害状況を電話で確認。 ②本部へ、各ブロック(各施設)の被害状況は直接電話で確認する。	①各施設の被害状況を電話で確認。 ②被災した施設には、本部の判断で直接出向き、被害状況の確認をする。	①施設内の被害状況の確認。 ②リーダー施設からの確認の電話を受け、被害状況の報告と、被災した場合は支援の要否を伝える。 ③被害のない施設は、被災施設への支援準備体制を整える。
(災害発生後6時間～7.2時間程度)	③支援が必要と判断した場合は、支援物資・派遣スタッフの配置・受け入れの準備を副本部へ指示する。又、県及び市町村への応援要請も行う。	④グループ内の被害のなかった各施設へ、支援物資・派遣スタッフの配置・受け入れの準備を副本部へ指示する。又、県及び市町村への応援要請も行う。		※<被災施設>は、本部あてに『応援要請申請書』【別表 2-1】及び『状況報告書』【別表 2-2】の提出。 <被害のない各施設>④副本部からの応援要請を受け、支援隊の出動。

(6-2) 火災編

項目	本部	副本部	リーダー施設	各施設
火災が発生した時の対応(災害発生段階から災害発生後6時間)	(災害対策本部の設置)	①リーダー施設より連絡を受け、状況の確認をする。 ②本部へ、被災施設の被害状況を電話等で報告。 ③所属するグループ内の施設が被災した場合は、副本部の判断で、直接被災施設に出向き、被害状況の確認をする。	①被災施設より連絡を受け、状況の確認をする。 ②副本部へ、被災施設の被害状況を電話等で報告。	<被災施設> ①施設内の被害状況の確認・報告。 ②所属するグループのリーダー施設へ被害状況の報告と、必要に応じて、応援要請をする。 ※『応援要請申請書』【別表 2-1】及び『状況報告書』【別表 2-2】にて本部あてに応援の要請。
(災害発生後6時間～7.2時間程度)	③支援が必要と判断した場合は、支援物資・派遣スタッフの配置・受け入れの準備を副本部へ指示する。又、県及び市町村への応援要請も行う。	④グループ内の各施設へ、支援物資・派遣スタッフの配置・受け入れの準備と出動を指示する。	<被災のないリーダー施設> ③副本部の指示により、支援隊の出動。	<被災のない各施設> ③副本部の指示により、支援隊の出動。

(6-3) 風水害編

項目	本部	副本部	リーダー施設	各施設
警報発令または、風水害が発生した時の対応(災害発生段階から災害発生後6時間)	(災害対策本部の設置)	①リーダー施設より連絡を受け、状況の確認をする。 ②本部へ、被災施設の被害状況を電話等で報告。 ③所属するグループ内の施設が被災した場合は、副本部の判断で、直接被災施設に出向き、被害状況の確認をする。	①被災施設より連絡を受け、状況の確認をする。 ②副本部へ、被災施設の被害状況を電話等で報告。	<被災施設内> ①施設内の被害状況の確認・報告。 ②所属するグループのリーダー施設へ被害状況の報告と、必要に応じて、応援要請をする。 ※『応援要請申請書』【別表 2-1】及び『状況報告書』【別表 2-2】にて本部あてに応援の要請。
(災害発生後6時間～7.2時間程度)	③支援が必要と判断した場合は、支援物資・派遣スタッフの配置・受け入れの準備を副本部へ指示する。又、県及び市町村への応援要請も行う。	④グループ内の各施設へ、支援物資・派遣スタッフの配置・受け入れの準備と出動を指示する。	<被災のない各施設> ③副本部の指示により、支援隊の出動。	<被災のない各施設> ③副本部の指示により、支援隊の出動。

7.情報収集

災害情報・気象情報等必要な情報の入手方法をリストアップしておく。

◆テレビ

◆ラジオ

- ①NHK第1 (1341kHz) ②NHK第2 (1359kHz) ③山形放送ラジオ (918kHz)
④NHK FM (88.3MHz) ⑤エフエム山形 (78.2MHz)

◆パソコン・携帯サイト

①こちら防災やまがた!



<http://www.pref.yamagata.jp/bosai/index.html>

②山形河川砂防情報システム



<http://www.kasen.pref.yamagata.jp/>

8.災害後の対応～「継続的支援と支援の終了」

- (1)被災施設へ被害のなかった協定施設から継続的に、または必要に応じた支援を実施すること。
- (2)継続支援は、必要な量及び質が確保された援助であること。
- (3)被災施設から受け入れた入所者の転居元施設への復帰を促すこと。
- (4)被災施設へ支援職員の派遣と派遣終了を促すこと。

9.その他

山形県高齢者福祉施設防災ネットワーク震災時チェックリスト【別表3-1】

地震・風水害等に対する備えが十分かどうかを平常時定期的に、少なくとも防災訓練時にチェックして、万全の体制を整える。

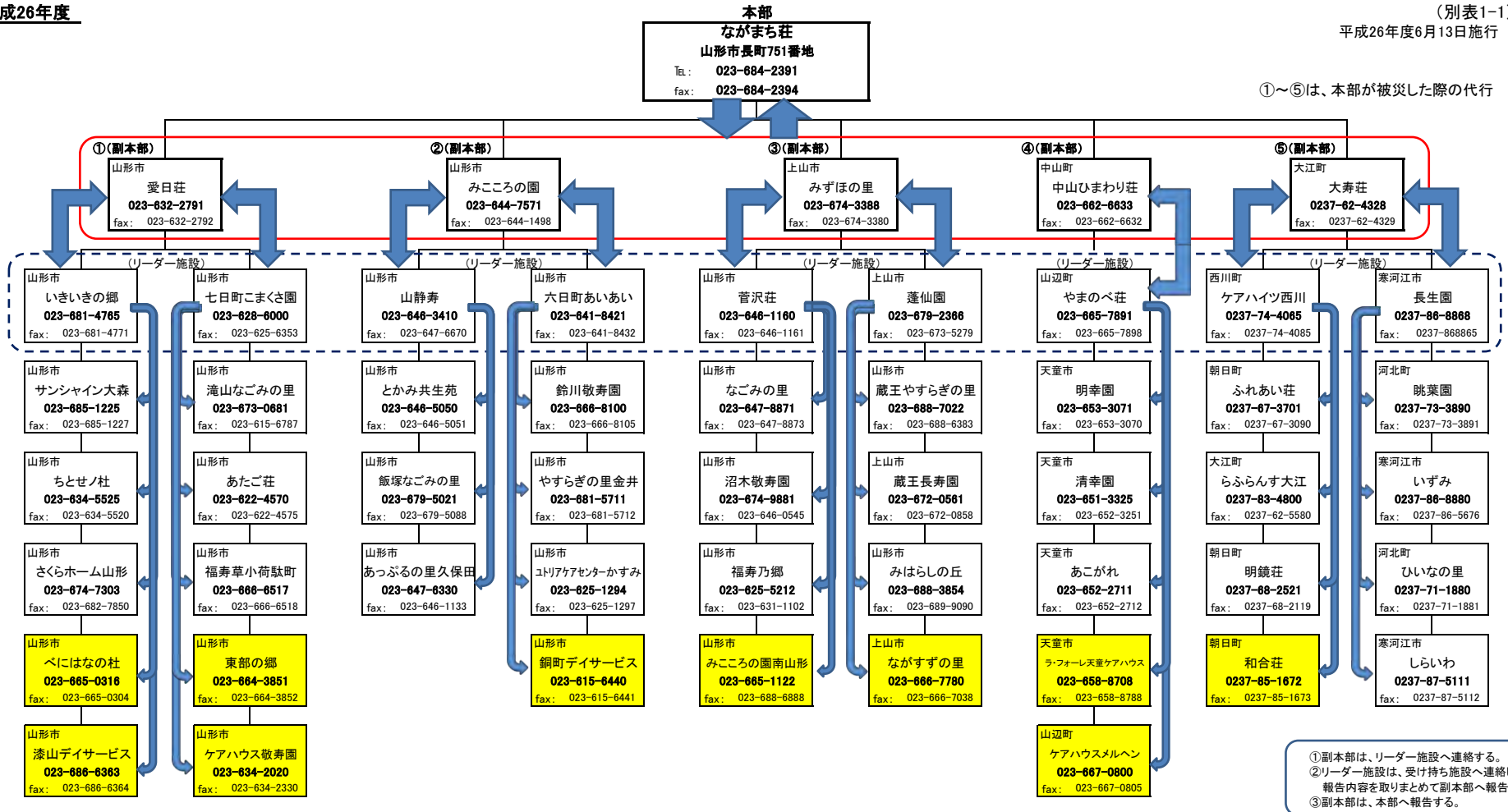
(別表関係)

村山地区特別養護老人ホーム <災害時施設相互応援協定施設> 災害時連絡網(案)

平成26年度

(別表1-1)
平成26年度6月13日施行

①～⑤は、本部が被災した際の代行



< 関係機関 >

山形県庁(代) 023-630-2211	村山総合支庁(代) 023-621-8288	村山保健所 023-627-1100	山形市役所(代) 023-641-1212	寒河江市役所(代) 0237-86-2111	上山市役所(代) 023-672-1111	上山市役所(代) 023-672-1111	天童市役所 023-654-1111	山辺町役場(代) 023-667-1110	中山町役場(代) 023-662-2111	河北町役場(代) 0237-73-2111	西川町役場(代) 023-74-2111	朝日町役場(代) 0237-67-2111	大江町役場(代) 0237-62-2111
-------------------------	---------------------------	-----------------------	--------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------------	-----------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------	--------------------------	--------------------------

村山地区特別養護老人ホーム等災害時施設相互応援協定施設 施設名簿

Table with columns: 施設名, 役職名, 施設長名, 防災NW担当者, 防火管理者, 郵便番号, 住所, 電話番号, FAX, メールアドレス, 災害時優先連絡番号. Rows are categorized by blocks: 南村山ブロック 1, 南村山ブロック 2, 南村山ブロック 3, 東村山ブロック, 西村山ブロック.

・ ・ ・ 新規加入施設

村山地区特別養護老人ホーム等 応援要請申請書

応援要請先施設

施設長 様

被災施設名 _____
 施設長名 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____
 FAX番号 _____

村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定書により応援要請を申請いたします。

No.	項目	内容	備考
1	災害の状況	種 類	火災・震災・台風・洪水・津波・停電・噴火・落雷・その他()
		発生日時	平成 年 月 日() :
		場 所	
		被災状況	
2	応援要請の内容(応援事項)	応援項目	内容
		(1)被災者の避難のための施設の提供	
		(2)被災者に対する給食、給水及び生活必需品の提供	
		(3)災害応急措置に必要な職員の派遣	
		(4)災害応急措置に必要な資材物資の提供	
(5)その他			
3	応援要請の期間	平成 年 月 日()から 平成 年 月 日()まで	
4	その他必要事項		

村山地区特別養護老人ホーム等 状況報告書

施設長 様

施設名 _____
 施設長名 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____
 FAX番号 _____

下記の通り状況報告いたします。

No.	項目	内容	問題点
1	災害の状況	電 気	停電→ 月 日 時 分 復旧→ 月 日 時 分
		水 道	異常 有・無 断水→ 月 日 時 分 復旧→ 月 日 時 分
		ガ ス	異常 有・無 使用不能→ 月 日 時 分 復旧→ 月 日 時 分
		電 話	異常 有・無 使用不能→ 月 日 時 分 復旧→ 月 日 時 分
		食 事	食事提供可能な期間 → 月 日まで
		その他	
2	サービスの内容(確認事項)	サービス項目	期間等
		(1)デイサービス状況	営業停止 有・無 停止期間 月 日まで
3	他県からの要介護者受け入れについて	受け入れについて	可・否
		受け入れ可能な人数	人
4	その他		

(別表 3-1)

◎山形県高齢者福祉施設防災ネットワーク震災時チェックリスト

施設設置にあたっては、建築基準法による建物の強度確保や消防法による防火設備・避難設備などの設置、また施設開設後は、定期的な施設指導監査等で、防災訓練の実施状況、非常食の備蓄状況、更には防火設備の点検等の状況などについて監査員の確認を受け、不備・不十分な点を是正することで、高齢者福祉施設としての最小限の対策は出来ている。

しかしこの行政による確認は、あくまでも一般的、基本的なものに限られており、施設の立地条件を前提とした対策や各施設における防災対策の細部事項などについては、それぞれの施設が独自に考え、対策を講じておくことが必要となる。

そこで、高齢者福祉施設としてどのような対策を講じておく必要があるのかを明確にするため、66のチェック項目を設け、各施設が自主点検を出来るようにした。

毎年度定期的な点検を通して、大災害に強い施設、地域と連携のとれた施設を目指していただきたい。

1 「施設の立地条件を知る」

同じ県内、市町村内であっても、震源地の位置や地盤の状況などにより、施設に及ぼす被害状況が異なるため、自分の施設の立地条件を知ることが必要です。

施設周辺の危険要因を把握しているか

○チェック項目

- 「こちら防災やまがた！」を確認し、地震発生時の被害を想定する。※1
- 「山形県の活断層」を確認し、地震発生時の被害を想定する。※2
- 「津波浸水時予測図」を確認し、津波による被害を想定する。※3
- 「くらしを守る砂防」を確認し、土砂災害による被害を想定する。※4
- 各市町村で発行している「洪水避難地図(洪水ハザードマップ)」を確認し、浸水災害による被害を想定する。

- ※1 こちら防災やまがた! <http://www.pref.yamagata.jp/bosai/> ヘアクセス
- ※2 山形県の活断層 <http://www.pref.yamagata.jp/bosai/h20katsudansou.pdf#search=山形県の活断層> ヘアクセス
- ※3 酒田市総務部総務課危機管理室で『津波浸水時予測図』を配布しています。
- ※4 くらしを守る砂防 <http://www.kasen.pref.yamagata.jp/sabou/keikai/keikaiindex.html> ヘアクセス

施設建設地の昔の地形を把握しているか

○チェック項目

- 古い時期の地図、空中写真を確認し、災害発生時の被害状況を想定する。
- 古い時期の地図、空中写真(※)などを活用し、施設建設地の昔の地形を確認し、災害発生時の被害状況を想定すること(昔、池や沼であれば地震時に地盤の液化現象が想定されるなど)が、施設の被害を軽減するために重要なことです。
- ※国土地理院ホームページ <http://www.gsi.go.jp/index.html> ヘアクセス
 地図・空中写真から国土変遷アーカイブ空中写真閲覧システムヘアクセス
 こちらから1936年1月からの空中写真を閲覧できます

2 「施設の安全性を確認する」

施設は耐震性能が高く、建物倒壊の危険は少ないと考えられています。しかし、日ごろから、施設内で起こり得るあらゆる事態（転倒、落下、破損）を想定しておく必要があります。

施設の安全性を把握しているか

○チェック項目

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 施設の耐震診断を行い、施設の耐震能力について把握する。 |
| <input type="checkbox"/> | 施設の破損予想箇所について、日ごろから「点検」～「迅速な修理」ができる体制を構築する。 |
| <input type="checkbox"/> | 災害発生後すぐに「安全な場所の確保」「危険箇所への立入禁止措置」ができる体制を構築する。 |
| <input type="checkbox"/> | 施設の破損が著しいことによる「施設運営困難時（施設の自主的閉鎖）」の対応を検討する。 |

施設の耐震診断を行うことにより、「やまがた県活断層」で想定される地震の震度に対して施設が耐えられるか判断でき、また、破損箇所の予想ができます。そして、それらを踏まえて災害発生後の体制、対応について検討を行います。

設備の安全性を把握しているか

○チェック項目

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 「転倒防止策を講じても、家具は転倒する」ことを想定し、その設置場所を検討し、再配置する。 |
| <input type="checkbox"/> | 高い場所や廊下、食堂などの共用スペースには不必要なものを置かない。 |
| <input type="checkbox"/> | 配管類の接合部に「あそび」を設ける。 |

新潟県中越地震では転倒防止策を講じた家具も転倒したことから、たとえ震災時に家具が転倒しても、人的被害がなく施設運営にも影響のないような設置場所を検討、再配置する必要があります。

そして、高い場所や廊下、食堂などの共用スペースに不必要なものを置くと、災害時に転落し人的被害の原因になったり、共用スペースに散乱し施設運営の支障となることがあるので、そのようなものを置かないようにします。

また、水、ガスなどの配管類は接合部を中心とし、切断、抜け落ちの被害が発生する可能性があるため、その部分に「あそび」を設ける必要があります。

3

3 「職員を確保する」

災害が発生すると、職員も被災者となります。そのため、施設を運営していくための職員数を確保する手段を検討しておく必要があります。

災害時に必要な職員を確保できるか

○チェック項目

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 職員に自宅の安全性をチェックしてもらう。 |
| <input type="checkbox"/> | 災害時における職員の出勤可能状況、出勤手段、通勤時間及び連絡方法について把握しておく。 |
| <input type="checkbox"/> | 災害時における職員の自発的な参集システムを作成し、周知徹底する。 |
| <input type="checkbox"/> | 被災した職員へのバックアップ体制を検討する。 |
| <input type="checkbox"/> | 退職職員を把握し、活用を検討する。 |
| <input type="checkbox"/> | 被災職員の「心的外傷後ストレス障害」などに対する対応を検討する。 |
| <input type="checkbox"/> | 職員が出勤できないことによる「施設運営困難時（施設の自主的閉鎖）」の対応を検討する。 |

災害時には、職員が自宅で被災し、または普段通勤に使用している交通機関や道路が不通になり、出勤できない、通勤時間が大幅にかかるなど施設運営に多大な影響が発生する可能性があります。また、通信網が遮断または輻輳することも予想されるため、職員と連絡がとれないことも考えられます。

そこで、これらについての想定される状況を把握、考慮した職員の自発的な参集システムを作成し、普段から周知徹底し、被災した職員のバックアップを検討することが災害時において職員を確保するために重要なこととなります。

また、職員自身も被災し「心的外傷後ストレス障害」などとなっている可能性もありますので、それらの対応を検討する必要があります。

4

4 「マニュアルをつくる」

災害発生後の施設は、日常とは違う状況の中で、リーダーシップが発揮できる職員によるタイムリーな対応や、客観的な状況を見た中での適切な判断が求められます。職員の確保が困難な中で、職員一人ひとりが、リーダーシップを発揮しなければならない状況になることを想定した場合、施設運営に関する「マニュアル」は欠かせないものとなります。

マニュアルを作成しているか

○チェック項目

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 災害毎に応じたマニュアルを作成する。 |
| <input type="checkbox"/> | 災害時、自発的に職員が参集、初期対応を行うマニュアルを作成する。 |
| <input type="checkbox"/> | 「災害直後」「当日」「2日目以降」と、段階に分けたマニュアルを検討、作成する。 |
| <input type="checkbox"/> | 特別な介護を必要とする入居者への対応のマニュアルを検討、作成する。 |
| <input type="checkbox"/> | 入居者以外の受入れのマニュアルを検討、作成する。 |
| <input type="checkbox"/> | 対応責任者に情報が集約し、行動の判断ができる体制のマニュアルを作成する。 |

災害はその種類により施設での対応が異なります。そのため災害毎（地震、風水害など）にマニュアルを作成し、施設での対応を明文化しておく必要があります。

また、災害時は職員と連絡がとれないことがあるため職員が自発的に参集（テレビなどで震度5弱を確認した場合は幹部職員が参集、震度5強以上を確認した場合は全職員など）し初期対応を行うこと、「感染症患者」「ギブス固定患者」「透析患者」「心的外傷後ストレス障害」などの特別な介護が必要となる入居者への対応を行うこと、災害時には「被災高齢者」「地域被災者」「ボランティア」などの入居者以外の方が施設に集まってくることで予想されるので受入れ体制や受入れスペースについての検討が必要となります。

この中で注意が必要なのは、「被災高齢者」の受入れ（緊急入所）です。緊急入所となった原因（ライフラインの途絶など）が解消されたら、速やかに自宅に戻っていただく必要があります。緊急入所が長引くと在宅介護を行っていた体制が解消されてしまい、在宅介護が横行できなくなる可能性があるためです。

5

マニュアルを活かしているか

○チェック項目

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| <input type="checkbox"/> | 職員へマニュアルを周知徹底する。 |
| <input type="checkbox"/> | マニュアルを用いた訓練を行う。 |
| <input type="checkbox"/> | 定期的にマニュアル内容の見直しを行う。 |

災害時にルーチン作業はなく、場面毎で判断を求められることが続きます。そのため、一人一人がマニュアルを読みこなし、自身の役割を把握し、自動的に動くことが求められます。

また、よりマニュアルの理解度を高めるため、マニュアルを用いた非常参集訓練などを行うこと、マニュアルを定期的に見直し社会情勢に沿ったものとすることも重要です。

5 「ライフライン停止時の対応を考える」

災害発生後に、施設での生活を続ける上で最も大きな影響を受けるのが水道、電気、ガスなどのライフラインの停止です。このような状況の中で、どのような対応をすべきかについて想定しておく必要があります。

水道供給停止への対処を検討しているか

○チェック項目

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 給水車がすぐにくるとは限らないことを想定し、飲料水の備蓄は4～5日分用意する。 |
| <input type="checkbox"/> | 近隣の井戸を把握し、災害発生時に協力体制をとる。 |
| <input type="checkbox"/> | ラップ（食器にラップを上乗せする）や使い捨て食器の活用など、水を節約する方法を検討する。 |
| <input type="checkbox"/> | 汚水、下水を流すことができない（逆流する場合もある）ことが想定されるので、「ごみ」「し尿」を処理する方法などを検討する。 |

水は人間の生活、施設の運営に一時も欠かせないものです。しかし、災害時に水道施設が破損し、水の供給が停止することは多分に想定されます。

そこで、水を確保すること、水の消費を抑えることが重要なこととなります。水の確保については、貯水槽に頼らない備蓄と周辺の井戸水（電源停止時でも水汲みができる井戸）を確保できる体制を構築することなどで対処することが考えられます。水の消費を抑えることについては、ラップを使った食器、使い捨て食器の活用、「ごみ」「し尿」を敷地内に埋める、使い捨てオムツの多用などが考えられます。

ただ、いずれの場合も衛生面について十分な注意が必要となります。

6

電気・ガス供給停止への対処を検討しているか

○チェック項目

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 自家発電装置の設置を検討する。 |
| <input type="checkbox"/> | 燃料を確保するため、近隣石油販売店の把握を行う。 |
| <input type="checkbox"/> | 携帯電話の充電のための、手動充電器やソーラー充電の備蓄を検討する。 |
| <input type="checkbox"/> | 冬季期間の災害を想定し、石油ストーブ、毛布、携帯カイロ、防寒具などの備蓄を検討する。 |

電気、ガスの確保は、「食事」「明かり」のためだけでなく、「在宅酸素」「吸引」などを必要とする入居者の生命に直接影響を及ぼす可能性があることから最重要項目の一つとなります。そのため、自家発電装置の必要度は高くなりますが、燃料（ガソリン、軽油など）は危険物となるため、燃料の備蓄については地元消防担当課と調整する必要があります。

6 「施設を孤立させない」

災害発生後には、交通網の寸断に加え、発信規制などによる電話（携帯電話も含め）の不通や、停電などの影響で情報の入手及び発信が困難になることにより施設が孤立することが考えられるため、このような状況の中での情報収集の方法などについて検討しておく必要があります。

施設周辺の道路状況を確認しているか

○チェック項目

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 施設に、道幅4.5m以上の道路が2本以上接続されているか確認する。 |
| <input type="checkbox"/> | その道路の安全性を、実際に歩いて確認する。 |

施設への道路が寸断されれば人や物資の移送が不可能になることから、道路の状況を確認しておく必要があります。

実際に歩いてみて、崖崩れ、建物の倒壊、危険物の漏洩、渋滞などによる道路閉塞の可能性を検討し、災害時に安全な道路を確保してください。

7

通信手段は確保されているか

○チェック項目

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 発信規制対象外となる「災害時優先電話の指定（グレー又は緑の公衆電話も発信規制の対象外となるが、交換機と接続していないことが条件となる）」や「衛星電話の購入」について検討する。 |
| <input type="checkbox"/> | 「災害時優先電話」や「衛星電話」の設置場所、番号を検討、確認する。 |
| <input type="checkbox"/> | 連絡員などを施設から外部に派遣し、情報を得るなどの体制づくりを検討する。 |

災害時は、通信網の輻輳（通信量がシステムの許容量の超え、電話がかかりにくくなること）、損壊などにより外部と連絡がとれなくなる可能性があります。

そこで、通信の輻輳時でも発信できる確率の高い災害時優先電話の指定、公衆電話の設置や通信施設損壊の影響が少ない衛星電話の導入を検討する必要があります。特に災害時優先電話は、輻輳時にも発信規制がかからない（受信規制はかかります。）ため、情報発信できる可能性は高まります。そして、設置する場所、番号を検討、確認してください。被災時に立ち入れなくなる可能性のない場所、施設外からでもアクセスしやすい場所に設置し、事前に番号を確認・把握する必要があります。

また、職員を外部に派遣し、直接、情報を収集することも検討を行ってください。（情報発信でなく情報収集であれば、カーラジオも有効です。）

災害時の対応を検討しているか

○チェック項目

- | | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 災害時指定医療機関、消防署、警察署、市町村高齢担当課などが災害時に使用する連絡先を把握し、施設内に掲示する。 |
| <input type="checkbox"/> | 入居者家族の自宅以外の緊急連絡先を把握する。 |
| <input type="checkbox"/> | 収集した情報、対応責任者の決定した内容を施設職員が共有する。 |

災害時には、普段使用している連絡手段が輻輳などにより使えなくなる可能性があります。そこで、災害時指定医療機関、消防署、警察署、市町村高齢担当課などが災害時に使用するような特別な連絡先を把握する必要があります。通常、入居者家族の連絡先は自宅になっていると思いますが、災害時は避難所に避難している可能性もあり、自宅以外の連絡先（携帯電話、他の親族など）を把握しておく必要があり、「災害用伝言ダイヤル1717」や「iモード災害用伝言板サービス」の活用などを検討してください。なお、その際には、居住地と異なる都道府県など、複数の連絡先を確保しておくことで連絡がより確実になります。

また、災害時には職員間の情報の共有が重要となりますので、収集した情報、対応責任者の決定した内容を施設内に掲示（板書、張り紙など）することも必要です。

8

7 「施設に備蓄する」

災害発生後、ライフラインが停止することや、施設が孤立することを想定すると、食料、飲料水、日用消耗品の備蓄は欠かせませんが、必要度の高いものを効果的に備蓄することが必要です。

何を備蓄すべきか

○チェック項目

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 「備蓄物資リスト」に記載してある物資を備蓄する。 |
| <input type="checkbox"/> | 契約事業者（リネン・食品など）と調整し、物資などを確保する。 |
| <input type="checkbox"/> | 季節に応じた備蓄品を備蓄する。 |

・ 備蓄すべき物資としては、ライフラインが停止した場合に必要な物資、どんな状況でも必須となる物資などが考えられます。「備蓄物資リスト」を参考にして備蓄を行ってください。その際に、施設内に備蓄するだけでなく、契約事業者と調整し災害時に使用する物資について事前に確保し、災害時に自動搬送してもらうようなシステムが有効です。

また、季節に応じた備蓄品を備蓄することにより、災害時の対応が円滑になります。

どう備蓄すべきか

○チェック項目

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| <input type="checkbox"/> | 5～6日分の備蓄物資を備蓄する。 |
| <input type="checkbox"/> | ランニングストックを活用して備蓄する。 |
| <input type="checkbox"/> | 備蓄物資を分散して備蓄する。 |

食料、飲料水、日用消耗品などは、避難してきた地域住民に物資を提供することや、救援物資の到着が遅れることを想定すると、備蓄量は3日分ではなく、5～6日分としてください。（新潟県中越地震では、備蓄物資の量が不足し、食事の回数を減らすことで対応したことが報告されています。）

その際、備蓄の方法として、ランニングストックを活用（例えば米を備蓄する場合、備蓄庫に何ヶ月も備蓄すると古い米の処分を考慮する必要がありますが、食品庫に6日分多く保管し順番に使用していけば、古い米の処分は発生しません。）してください。また、備蓄物資を1ヶ所の備蓄庫に保管すると、備蓄庫の破損により取り出すことができなくなることがありますので、分散して備蓄してください。

9

備蓄物資がなくなったらどうするか

○チェック項目

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| <input type="checkbox"/> | 周辺都市に買い出しに行くことを検討する。 |
|--------------------------|----------------------|

阪神・淡路大震災の際には、神戸市内に食料品、水、介護材料用品などは不足していましたが、大阪市内にはそれらが大量に存在していました。

そこで、災害時に備蓄物資がなくなった場合、周辺都市に買い出しに行き必要な物資は調達することを検討してください。ただ、車や電車は使えない可能性があるため搬送手段などを考慮する必要があります。

10

8 「協定を締結する」

災害発生後、自施設だけでは対応できない場合、行政や他施設等からの応援が必要となることを想定すると、事前に災害時援助協定を締結しておくことが大切です。

行政と協定を締結しているか

○チェック項目

- 地元市町村と協定を締結する。
- 定期的に協定内容の見直しを行う。
- 協定に基づいた訓練を行う。

災害発生時、地元市町村から被災高齢者の緊急受入れ斡旋、救援物資の搬入、ボランティアの斡旋などの援助があれば、施設の運営はとも助かります。そこで、事前に地元市町村と災害時の援助に関する協定を締結しておくことが重要です。

しかし、協定は締結して終了するものでなく、定期的な協定の見直しや協定に基づく訓練を行うことにより、関係者が協定の存在を認知しておくことも必要です。

また、高齢者の緊急受入れ関係以外にも、次の連携を図っておくことにも協定に盛り込んでおいてください。

- ・災害時の対応の窓口を決めること。
- ・緊急時の連絡体制のルールをつくること。
- ・防災用物資の備蓄状況の情報を施設、地元市町村の双方で共有しておくこと。
- ・定期的な情報交換の場を設けておくこと。
- ・地元市町村の総合防災訓練に高齢者福祉施設として積極的に参加すること。

同種施設と協定を締結しているか

○チェック項目

- 近隣の同種施設と協定を締結する。
- 他都道府県の同種施設と協定を締結する。
- 定期的に協定内容の見直しを行う。
- 協定に基づいた訓練を行う。

同種施設との協定は、災害発生時に必要となる物資や人材面でとても有効となります。ただ、近隣施設の場合、地震災害時には同時に被災する可能性がありますので、他都道府県の施設とも協定を締結する必要がある場合があります。

また、災害時には施設間で連絡がとれない可能性があるため、災害発生が確認できた場合、自動的に救援物資を搬送するシステムにしておくことが好ましいです。

地元自治会と協定を締結しているか

○チェック項目

- 地元自治会と協定を締結する。
- 定期的に協定内容の見直しを行う。
- 協定に基づいた訓練を行う。

災害発生時、施設には被災高齢者だけでなく、被災した地元住民の方が避難してくる可能性があります。その際、地元自治会と事前に協定を締結していれば、住民の受入れ体制や受入れ後の避難体制について、自治会に運営を依頼できスムーズに対応できる可能性があります。

そのためには、協定を締結するだけでなく、普段からボランティア活動や自治会活動などを通して、相互理解を深めることがとても重要なこととなります。

関係機関と協定を締結しているか

○チェック項目

- 物資納入業者と協定を締結する。
- 施設・設備のメンテナンス業者と協定を締結する。
- 医療機関と協定を締結する。
- 定期的に協定内容の見直しを行う。

災害発生時、通信網の輻輳、損壊などにより外部と連絡がとれなくなる可能性があり、リネン納入業者などの物資納入業者に対し、物資の緊急配送に関して要請ができない可能性があります。

そこで、災害発生が確認できた場合、物資を自動的に緊急配送するような協定を締結しておくことが重要となります。

また、被災した施設・設備のメンテナンスや被災高齢者の治療等について関係機関と協定を締結しておくことも重要となります。

山形県高齢者福祉防災ネットワーク連絡体制

H25.4.1現在

資料 4

